

水道用硫酸（75%） 仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、岡山県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）において、平成 30 年度に購入する水道用硫酸（75%）（以下、「硫酸」という。）について適用する。

(契約方法及び期間)

第 2 条 本仕様書により購入する硫酸は、1kg 当たりの単価契約によるものとする。また、契約期間は平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(年間予定数量及び納入場所)

第 3 条 納入場所は岡山県広域水道企業団 岡山浄水場（岡山市東区寺山地内）とする。

年間予定数量 (kg)	タンク容量 (m ³)	タンク数 (基)	納入方法
57,000	10	1	タンクローリー

2 契約期間において納入数量が購入予定数量に満たない場合があっても納入業者(以下、「業者」とする。)は異議を申し立てないものとする。また、契約期間において納入数量が購入予定数量を超過する場合には、業者は契約期間中に限り納入を継続するものとする。

(品質)

第 4 条 業者が供給する硫酸の品質は、JWWA K134:2005 に基づく試験の結果、下表に定める規格に適合すること。

出荷時品質

項目	単位	規格
H ₂ SO ₄	(%)	75 ~ 76

2 浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号）の第 1 条第 16 号（別表第一）に掲げる基準に適合すること。設定最大注入率は 50 mg/l とする。

3 納入した硫酸については、企業団で随時抜き取り検査を行うことがあり、企業団が不合格と認めた場合、業者は速やかに本仕様に適合した製品と交換すること。

(契約時提出書類)

第 5 条 契約時に業者は、納入計画書を提出しなければならない。

項目

(ア) 作業計画書

構内入場時、納入場所までの移動、納入準備作業、貯留槽への硫酸移送作業、納入完了後作業、退場時について、それぞれ作業内容及び注意事項を記載すること。

(イ) 計量証明事業所県知事認可証

計量を行う計量所の計量証明事業所県知事認可証の写し。

(ウ) 分析検査成績表(公的機関による検査)

第4条第2項の規格について適合することを証明するため、契約時に公的機関による分析検査成績表を提出すること。なお、検査結果の報告日は契約日以降の日付であること。

(エ) 緊急連絡体制表

土、日、祝日においても連絡可能な連絡先を記載すること。

(オ) 安全データシート

契約日時点における製造メーカーが発行した最新版を提出しなければならない。
また、契約期間中に改訂があったときは、改定版を担当職員へ提出すること。

(下請負)

第6条 薬品の運送、納入は原則業者が行うこと。ただし、輸送及び納入作業を第三者(以下、「下請業者」という。)に請け負わせる場合は、業者は下請業者に対し、岡山浄水場内における作業計画を提示し、履行を徹底させなければならない。

(輸送方法等)

第7条 硫酸の輸送方法については、製造メーカーの工場又は中継基地から硫酸輸送専用タンクローリー車(以下、「タンクローリー」という。)で輸送することとし、他の薬品等を輸送したタンクローリーは使用してはならない。

2 業者は、輸送に用いるタンクローリーの輸送能力、運転者について管理すること。

(納入について)

第8条 納入日は、必要のつど担当職員が業者へ指示するものとする。

2 納入業者は、前項により納入の指示があったときは確実に納入に応じることができる体制を整えておくものとする。

3 納入日は、原則として平日とする。ただし、職員から特に指示があった場合はこの限りではない。

(納入時の作業及び提出書類)

第 9 条 業者（納入において、輸送業者等に請け負わせた場合を含む。以下同じ）は、納入の際は第 7 条の規定に適合したタンクローリーにより時間厳守で来場し、職員の立ち会いを求めること。また、職員の承諾を得た後に、硫酸貯留槽内に液を移送することとする。なお、納入のためのバルブ操作等の作業はすべて業者の責任において行い、漏液並びに企業団施設に損傷及び汚損のないようにしなければならない。

2 業者は、一連の移動及び作業において、企業団施設に損害、損傷及び汚損をさせた場合は、職員へただちに報告するとともに、速やかに復旧させること。なお、当該復旧作業に要する費用は、業者の負担とする。

3 業者は、納入時に以下の書類を提出すること。

(ア) 送り状

納入しようとする硫酸（以下、「納入品」という。）について、製品名、数量、ロット番号を記載すること。また、あわせて納入しようとする納入品について第 4 条に示す仕様を満たしていることを業者が確認した旨を記載すること。なお、別紙 1 に様式を示す。

(イ) 分析検査成績表

タンクローリー車ごとに作成し、担当職員へ提出すること。記載内容は、分析検査の実施日、ロット番号、及び分析検査の結果とする。なお、分析結果については、第 4 条に示す仕様を満たしていることを容易に確認できるものとすること。

(納入日と試験日の期間は職員と協議の後指示に従うこと。)

(ウ) 積載量証明書

タンクローリー車ごとに、公認計量検査所において計量し積載量証明書を職員に提出すること。

4 送り状及び分析検査成績表には、同一の製造ロット番号を記載すること。また、送り状には業者の担当者印を押印し、分析検査成績表には製造メーカーの担当者印を押印すること。

(納品書及び請求書等)

第 10 条 納品書及び請求書は月締めで職員へ郵送又は持参すること。ただし、納品書については納入時に職員へ提出することを認めるが、その場合は金額を明記すること。代金の支払いは、当該数量に係る硫酸の検査完了後、行うこととする。

(単価の変更等)

第 11 条 契約単価については、契約期間中に物価及び賃金の変動を理由として変更することはできない。ただし、経済情勢の激変により契約締結時と著しく事情が異なると認められる場合は、その事情に応じて双方協議の上変更することができる。

(その他)

第 12 条 その他、本仕様書において定めのない事項で疑義が生じたときは、職員と協議し、その指示によることとする。また、協議の記録は業者が作成し、職員に提出することとする。

必要書類の提出時期及び種類

受注業者が担当職員に提出する書類	書類名	提出期限	提出先	提出部数	備考
契約時 提出書類	納入計画書	契約後ただちに	担当職員	1	※1
納入時 (タンクローリーごと)	送り状	納入時	担当職員	1	※2
	分析検査成績書	〃	〃	1	※3
	積載量証明書	〃	〃	1	※4
支払請求時 提出書類	納品書	翌月5日まで	担当職員	1	※5
	請求書	〃	〃	1	※5
必要時	業務打合簿	そのつど	担当職員	1	※6

- ※1 契約時に提出する書類については、業者の社印及び代表者印を押印した書類を添えて提出すること。
- ※2 製造ロット番号を記載し業者の担当者印を押印すること。様式については別紙1に示す。
- ※3 製造ロット番号と検査実施日を記載し製造メーカーの担当者印を押印すること。
- ※4 年月日、車番、品名、納入先、積載重量を記載すること。
- ※5 納入日ごとの内訳を明記し、月締め一括請求とする。ただし、3月分については別途担当職員が指示する日付にて締め、請求を行うこと。
- ※6 指定の様式を用いること。また、提出時においては業者の担当者は担当者欄へ押印すること。なお、指定の様式については別紙2に示す。

平成 年 月 日

送り状

岡山県広域水道企業団 殿

業者 住所

氏名

下記 単価契約について 年 月 日 に、以下の通り納入いたしますので、報告します。

1. 品名 :

2. ロット番号 :

3. 納入日 :

4. 納入数量 :

5. 運転者氏名 :

上記の薬品については、平成30年度 岡山県広域水道企業団 水道用硫酸(75%)仕様書第4条に定める品質を満たしていることを確認した。

業者: _____ 担当者名 _____ 印 _____

水道技術 管理者	課長	補佐	主幹	班	担当職員

